

# 水稻共済が変わります

水稻共済にご加入いただき、誠にありがとうございます。  
現行の**一筆方式**は令和3年産をもって**廃止**となりました。

令和4年産の水稻共済は、**一筆方式以外**の引受方式に移行していただくこととなります。

当組合では「**半相殺方式**」に「**一筆半損特約**」を付帯した内容でのご加入をおすすめしています。

※他の方式や青色申告の方には「農業経営収入保険」などもございます。

一筆方式  
《廃止》

一筆ごとに、基準収穫量の**3割以上減収**した場合に共済金をお支払い。

おすすめ

## 半相殺方式

半相殺方式: 掛金の目安  
10a当たり掛金等 約451円  
半損特約を付帯しても  
10a当たり掛金等 約459円

農業者単位の補償となります。

被害耕地の減収量合計が、基準収穫量の**2割**を超えた場合に共済金をお支払いします。

プラス

## 一筆半損特約

10a当たり8円  
で追加できます

損害評価において、農業者単位では共済金の支払対象とならない場合であっても、**耕地ごとに基準収穫量の5割以上減収した場合に、特例として2割の共済金を支払うことができる特約**です。

※「10a当たり掛金等」は、最高補償割合を選択している場合の平均金額です。また掛金は加入者ごとに共済金の支払実績により決定しますので、目安とは異なる場合があります。

# 半相殺方式について

半相殺方式は誰でも加入できる  
**安心の保険方式**です!!



**安心の8割補償**

## ○ オススメポイント!

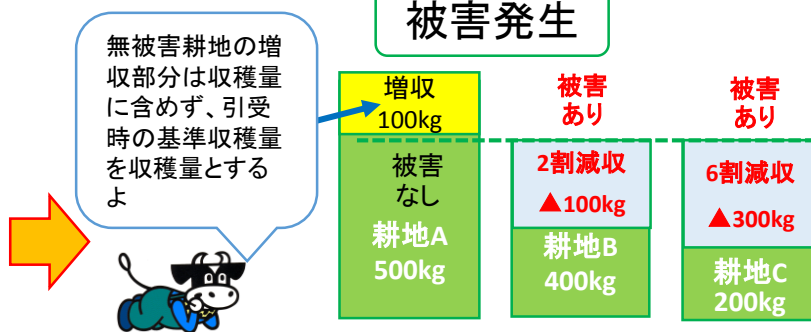
- ①一筆方式同様、耕地ごとの土地条件などを参酌し、補償収量を設定します。
- ②筆ごとの減収部分のみを集計し、共済金をお支払いします。

### 加入例

耕地 A	耕地 B	耕地 C
500kg	500kg	500kg

基準収穫量1,500 kg  
(A:500kg+B:500kg+C:500kg)  
補償収穫量1,200kg

### 被害発生



農家申告収穫量と現地調査による被害確認により収穫量を見積もります。  
収穫量1,100kg

### 損害評価と共済金の計算方法

補償内容	今までの一筆方式と同じく、筆ごとの基準収穫量を設定し、農家単位で最大8割を補償します。		
被害申告の方法	収穫時期前に、被害耕地ごとに災害名・災害発生日・見込収穫量等を申告してください。		
現地調査	筆ごとの減収量を見積り、農家単位の減収量を算出します。 ※上図の例：耕地B ▲100kg + 耕地C ▲300kg = 減収量400kg		
共済減収量の計算	未補償部分 2割 300kg	減収量 400kg	補償部分 8割 1,200kg
		1,100kg	共済金支払=100kg (400kg-300kg)
共済金支払額	<b>20,000円</b> (100kg×200円)		

☆一筆半損特約を付けると、更に安心

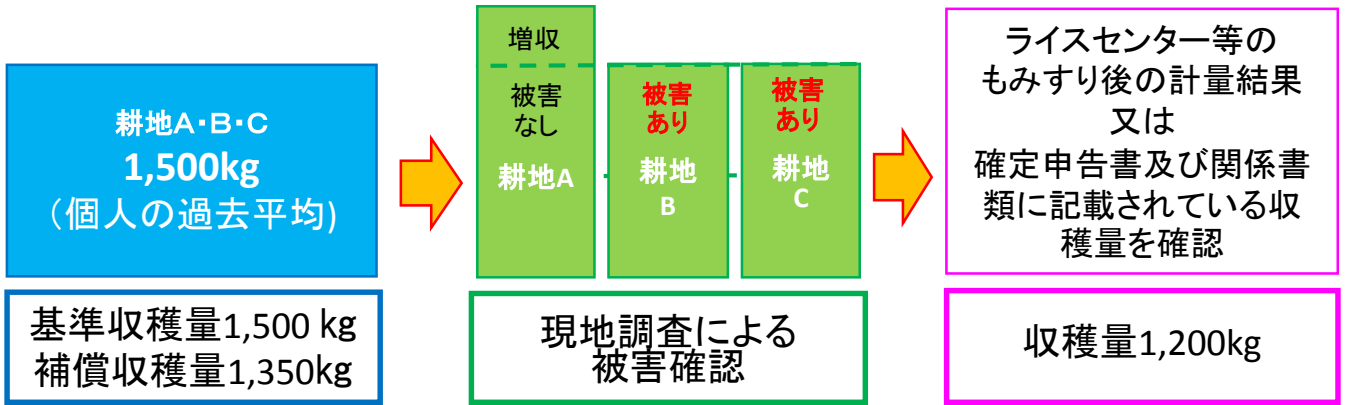
# 全相殺方式について

ライスセンター等の計量データを利用して最大9割を補償します!!

加入例

被害発生

収量結果



## 損害評価と共済金の計算方法

被害申告の方法	収穫時期前に、被害耕地ごとに災害名、災害発生日等を申告してください。
収穫量の計算	ライスセンター等のもみすり後の計量結果又は確定申告書及び関係書類に記載されている収穫量で判定します。例：1,200kg
共済減収量の計算	$\text{補償収穫量} - \text{収穫量} = \text{共済減収量}$ $1,350\text{kg} - 1,200\text{kg} = 150\text{kg}$
共済金支払額	<b>30,000円</b> (150kg×200円)

# 地域インデックス方式について

**最も掛金の安い**保険方式です!! さらに、賦課金も10a当たり210円から140円に引き下げました。

市町単位の統計の10a当たり収穫量が1割以上(9割補償加入の場合)減収した場合に、共済金が支払われます。

「掛金を安く、一筆ごとに半損以上の補償だけで良い」という方には、

**【インデックス方式＋一筆半損特約】**での加入がおすすめです。

※市町単位ですので、加入者の被害状況などが反映されない場合もあります。

# 一筆全損特例・一筆半損特約について

**一筆全損特例**…すべての方式に自動的に付いています (一筆ごとの補償です。)  
 収穫皆無となった耕地の7割部分をお支払いする特例です。

例: 耕地③がイノシシにより全損(収穫皆無)の被害を受けた場合



## おすすめの特約です

(一筆ごとの補償です。)

**一筆半損特約**…すべての方式にわずかな掛金で追加できます  
 半分以上収穫できなかった耕地を5割減とみなし、2割部分をお支払いします。

例: 耕地③がイノシシにより半分以上の被害を受けた場合



※一筆全損特例・一筆半損特約とも、最高補償割合を選択している場合の例となります。

## 引受方式別掛金の目安について

引受方式	補償割合	農業者負担掛金 (10a当たり)	一筆半損特約あり (10a当たり)
半相殺	8割	451 円	459 円 (+ 8 円)
全相殺	9割	643 円	647 円 (+ 4 円)
インデックス	9割	145 円	176 円 (+31 円)

※掛金は10a当たり販売金額を10万円とした場合の目安です。また、加入者ごとに共済金の支払実績により決定しますので、目安とは異なる場合があります。

※加入面積が5haを超える場合には、賦課金の割引措置があります。